

○滑川市環境美化促進条例施行規則

平成14年3月29日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、滑川市環境美化促進条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第2条 条例第3条の規定による施策は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱、雑草の繁茂及びふん害の防止についての市民等、事業者、飼い主及び土地の所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関すること。
- (3) 環境美化実践活動の支援及び推進に関すること。
- (4) その他環境美化に必要と認める事項

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第11条第1項の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第12条の規定による公表は、滑川市公告式条例（昭和29年条例第1号）の例により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 住所（法人にあつては、その所在地）
- (2) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者）
- (3) 命令の内容及び命令に従わない旨

(身分証明書)

第6条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第3号）によるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

滑 生 第 号
年 月 日

勸 告 書

住 所
(法人にあつては事業所の所在地)

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

滑 川 市 長 印

あなたは、滑川市環境美化促進条例第 条の規定に違反しているので、同条例第10条の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 違反の状況	
2 措置すべき内容	
3 措置を完了しなければならぬ年月日	

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)

滑 生 第 号
年 月 日

命 令 書

住 所

(法人にあつては事業所の所在地)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

滑 川 市 長 印

年 月 日付け、滑生第 号により勧告を行いましたが、いまだにその措置が講じられていませんので、滑川市環境美化促進条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わない場合は、条例第12条の規定による公表及び条例第15条の規定による罰則が適用されます。

記

1 違反の状況	
2 措置すべき内容	
3 措置を完了しなければならぬ年月日	

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

(表)

←----- 9センチメートル ----->		↑ 6センチメートル ↓
第 号	立 入 検 査 員 証	
写真 添付	所 属 課 職 名 氏 名 (年 月 日生)	
上記の者は、滑川市環境美化促進条例第13条第1項の規定による立入検査員であることを証明する。 年 月 日		
滑川市長		印

(裏)

←----- 9センチメートル ----->		↑ 6センチメートル ↓
滑川市環境美化促進条例抜粋		
(立入検査) 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等が散乱している土地若しくは空き地等に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		